

# 地震で会社が休業、給料の支払いは？

## 【質問】

地震で会社の建物に被害があり、休業することになりました。休業期間中の給料の支払いはどうなるのでしょうか。

## 【答え】

休業とは労働契約上、労働義務のある日について労働者が労働できなくなることを言います。休業中の賃金請求権は休業の理由によって違ってきます。

### 休業の理由が会社側にある場合

労働基準法第 26 条では会社の都合により労働者を休業させた場合には、休業させた所定労働日について、平均賃金の 6 割以上の休業手当を支払わなければならないと定めています。

### 休業の理由が会社側でない場合

地震、台風などの天災事変等の不可抗力の場合は会社の都合による理由に当たらず、休業手当の支払い義務はありません。ここでいう不可抗力とは

- (1) その原因が事業の外部より発生した事故であること
- (2) 事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であること

の二つの要件を満たすものでなければなりません。

例えば、地震により会社の施設・設備は直接的な被害を受けていないが、地震の影響で、交通機関が大幅に遅れるなど通勤に影響が出る場合に、会社が判断して労働者を休ませるような場合は不可抗力とは言えないので、休業手当の支払いが必要になります。

相談者のように、地震で会社の建物が直接的な被害を受け、会社が休業になった場合は、休業の理由が会社側でないので休業手当の請求をすることはできません。

なお、会社が雇用調整助成金（注）等の支援策を利用して休業手当を支払う場合がありますので、休業期間がいつまでなのか、また、休業中の賃金の支払いについてはどのようになるのか会社に確認してください。

（注）雇用調整助成金とは景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 休業の理由が地震、台風などの天災事変等の不可抗力の場合は、会社の都合による理由に当たらず、会社は労働者に休業手当を支払う必要はありません。
- ❖ 会社が雇用調整助成金などの支援策を利用して休業手当を支払う場合があります。会社に休業中の賃金の支払いについて確認してください。